

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第3項の規定により制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

(1) 事業名	①那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース) ②那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース)
(2) 契約期間	上記事業ともに 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(3) 概要	自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を含め、高齢者の交通手段の確保を図り積極的な社会参加を支援するため、那覇市福祉バス運行事業を実施する。
(4) 委託内容	「那覇市福祉バス運行事業実施要綱」、「那覇市福祉バス運行事業委託契約書」、「那覇市福祉バス運行事業委託仕様書」のとおり。
(5) 予定価格	公表しない
(6) 最低制限価格	公表しない

2 入札参加資格要件

入札公告日から入札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	次の①及び②の条件を満たす事業者であること。 ①令和7年4月1日の時点で一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ②令和7年4月1日の時点で、公益社団法人 日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度一つ星以上を受けていること又は、一般社団法人沖縄県バス協会の会員であること。
(3)	沖縄本島内に本店、支店又は営業所を有すること。
(4)	本店所在市町村において市町村税に滞納がないこと。
(5)	代表者又は役員、代理又は媒介する者その他関係者が、那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、関係していないこと。
(6)	①那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)の応札希望者については、那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)委託仕様書第3条各号の条件を満たす車両を所有し、提供できること。(ラッピングの時期については落札決定後に協議の上決定するため、所有している車両が公告日から入札日までの期間にラッピングを行っていない場合でも入札資格要件を満たしているものとする。)
	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
--	---

3 質問及び回答

質問期間及び方法	質問期間：令和7年3月10日(月)～令和7年3月14日(金) 午後5時まで 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) FAX送信後は到達確認のために担当まで電話連絡すること。 ●提出先:ちゃーがんじゅう課 上原 FAX :862-9648 TEL:862-9010
回答及び方法	回答： 令和7年3月18日(火)までに那覇市ホームページにて行う。
その他	※感染症対策のため、入札説明会の参加者は、1業者2人までとする。発熱(37.5℃以上)や体調不良者は、参加できません。 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 参加表明

参加表明提出期限・提出場所	令和7年3月18日(火) 午後5時まで 那覇市役所本庁 2階 ちゃーがんじゅう課 ※郵送不可
提出書類 (2) (3) (6) については令和7年1月1日以降発行のもの	(1) 参加表明書 (2) 法人登記簿 (3) 印鑑証明書 (4) 使用印鑑届(入札・契約関係書類において、印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合のみ提出) (5) 次の①及び②を満たす事業者であることを証明できるもの。 ①令和7年4月1日の時点で一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ②令和7年4月1日の時点で公益社団法人 日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度一つ星以上を受けていること又は、一般社団法人沖縄県バス協会の会員であること。 ・令和7年4月1日付で有効であること ・見込みである場合は申請書等、挙証資料を添付すること

	(6) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書又は完納証明書) 法人登録上の本店所在市町村において取得すること。 (7) 誓約書 (8) 本事業(首里・真和志コース)に使用予定の車両の車検証(首里・真和志コースの入札希望者のみ)※(本庁・小禄コース)のみの入札希望者は提出の必要はありません。 (9) 沖縄本島内に法人登録上の本店を有さず、沖縄本島内に支店又は営業所を有する事業者の場合は、それを証明できるもの。
入札参加資格要件不適格	提出書類を提出した者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、令和7年3月21日(金)までに通知する。
その他注意事項	・参加表明提出期限までに提出書類の提出がない者については、入札に参加することができない。 ・参加表明提出後に入札をしない者は、以後の入札について不利益を被ることはない。 ・提出された関係書類は返却しない。

5 入札

入札日時	①那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース) 令和7年3月24日(月) 午前 11時00分 ②那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース) 令和7年3月24日(月) 午前 11時30分
入札場所	那覇市役所本庁 4階 401A会議室
入札書の無効等	競争入札心得参照 入札執行回数は各事業3回までとする。
その他	※感染症対策のため、入札参加者は1業者2人までとする。 入札参加者は、入札会場前に体温測定を受けること。37.5℃以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。 入札参加予定者体調不良(発熱や悪寒等)の場合は、必ず委任状により代理の者により入札参加させること。
参考 令和6年度契約額 (消費税抜き)	①那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース(第1期)) 2,310,000円 ②那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース(第2期)) 11,544,600円 ①+②那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)、(第1期)(第2期))合算金額 13,854,600円 ※令和6年度は那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)は令和6年4月～6月を第1期、令和6年7月～令和7年3月を第2期として、契約しています。 ③那覇市福祉バス運行事業(本庁・小禄コース) 8,340,000円
特記事項	令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、本件は、令和7年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決等となった際は入札を延期又は中止する場合がある。
業務引継ぎ	②の入札終了後、令和6年度委託業者、令和7年度落札業者及び那覇市において、引継ぎについての調整を行う。業務引継ぎは令和7年3月31日までに行うこと。

6 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	那覇市契約規則第8条第4号の規定により免除する。
契約保証金	那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。
前 金 払	適用しない。
部 分 払	適用しない。
支 払	4月及び10月にそれぞれ契約額の45%を上限として、2回にわたり概算払いができる。事業終了後委託料確定後に確定額から概算払い分を差し引いた金額の支払をする。

7 問合せ先

那覇市役所 福祉部 ちゃーがんじゅう課 担当者：上原 下田 TEL: 862-9010 FAX: 862-9648
